別紙様式２

令和４年度内部監査基本計画書

令和４年５月３０日決定

国立大学法人東北大学内部監査規程第１０条に基づき、令和４年度に実施する監査基本計画を次のとおり定める。

なお、令和４年度においても、新型コロナウイルス感染症に関する学内外の状況を十分に踏まえ、内部監査を計画・実施するものとする。

１　監査の方針

監査室は、本学の業務を総理する総長直属の組織として、本学の組織運営の改善に関する目標を達成するために業務の遂行状況の監査及び内部統制の評価に務めてきたところであるが、今後もその使命を的確に果たすため、次に掲げる方針で内部監査に取り組む。

（１）重点事項の設定基準

社会的な要請等による本学を取り巻く環境の変化を十分に踏まえ、主として次に掲げる項目に重点を置いて監査を行う。

① 中期目標・中期計画が学内に浸透し、目標に沿った施策が効果的に実行されているかなどの経営の基本問題を検討・評価し、その改善を促すことによって、目標達成を効果的に促進させる。

② 日常的業務における内部統制システムの整備・運用状況などを検討・評価し、その改善を図ることによって、内部統制の目標（業務の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、関連法規の遵守）をより効果的に達成するとともに、各種法定監査にも対応可能とする。

③ 本学の信頼性に重大な影響を与える不正、新たな事業活動の進捗状況など特別な個別事項を検討・評価し、その改善を図ることによって、本学の説明責任の向上及び大学経営の支援に資する。

（２）過去の監査事項のフォローアップの実施

過去の法定監査及び内部監査等により指摘された事項等への対処に関しては、その対応策と効果の検証等についてのフォローアップを実施する。

（３）臨時的監査への対応

総長からの監査要請や社会的関心の高い事項については、機動的に監査を行うなど、適時適切に対応する。

２　重点事項

内部監査は、監査の方針に基づき、監査室に課された使命を効率的、効果的に達成するため、重点事項を設定し計画的に実施する。

内部監査の重点事項は、多種多様な監査の領域の中から、施策・事業の動向や予算等の規模、内部統制の状況、過去の監査の結果などを勘案して設定する。

令和４年度は、昨年度実施した内部監査の監査結果に基づき、各部局から提出された改善計画について、その進捗状況や効果の検証を行うほか、本学の基本理念に係る施策の重要性、外部監査機関等による指摘、文部科学省等からの要請、社会的関心などを勘案して、別紙のとおり４項目を設定する。

３　監査実施時期

内部監査の実施時期は、監事監査、会計監査人監査の実施時期等を考慮し、令和４年８月から令和５年１月までとする。

４　監査対象部局

内部監査の対象部局については、それぞれの監査項目毎に別途「内部監査実施計画書」において定める。

５　監査の方法

内部監査は、オンラインを活用した実地監査により行う。

６　その他

（１）重大な事故・不正・誤り等の事実の発生を了知した場合は、必要に応じてその内容を調査する。

（２）財務を担当する理事・副学長、内部監査を担当する理事・副学長、監事及び会計監査人が定期的に会合を開催し、随時情報を交換することにより各監査が効率的、効果的に実施できるよう連携を図る。

（３）不正防止計画推進部署（研究費適正運営管理委員会）との密接な連携を図り、不正防止計画の策定及び進捗状況に係るモニタリングを行う。また機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか確認・検証を行う。

（４）東北地区における各国立大学の内部監査担当者が定期的に意見交換を実施し、内部監査に関する情報を共有化することにより、各大学における内部監査機能を充実させる。

別紙

No.	重　点　事　項	監　　査　　の　　内　　容
1	働き方改革関連法への対応に関する監査	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成３０年法律第７１号）等により、時間外労働の上限規制を含む労働時間法制の見直し等が行われたことから、本学における働き方改革関連法への対応状況の把握を中心に監査を実施する。
2	競争的研究費の監査	文部科学省等の資金配分機関から内部監査の実施を求められている公募型の研究費（競争的研究費）について、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準)」（令和３年２月改正）に基づく管理を中心に、監査を実施する。また、本学不正使用防止計画に基づき適切な研究費の管理が行われているかについて監査を実施する。
3	標準会計監査	内部統制の整備及び不正防止を図ることを目的として、日常の会計業務における手続きや執行の適正性等について、リスクアプローチ監査を実施する。
4	フォローアップ監査	昨年度実施した５つの監査において改善要求を行った事項に関して部局等から提出された「改善計画（状況）回答書」に基づき、対応状況とその効果の検証を目的に、フォローアップ監査を実施する。

※新型コロナウイルス感染症に関する学内外の状況を総合的に判断のうえ、実施を取止める場合がある。